平成２５年（フ）第９３号
岐阜県多治見市大針町657番地の21、開始決定時の住所岐阜県多治見市旭ケ丘５丁目２番地の17
破産者　加藤賀寿代
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９７号
千葉県市川市妙典３丁目15番23号　フォルトーナⅡ―101号
破産者　加藤　陽子
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１０１号
岐阜県中津川市中津川926番地の１
破産者　波多野まゆみ
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１６４号
高知県長岡郡大豊町川口1926番地７
破産者　株式会社ショッピングプラザおおとよ
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１号
鹿児島県出水市上大川内150番地２、前住所鹿児島県出水市上大川内151番地
破産者　澤田　　隆
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４３８号
静岡県焼津市焼津２丁目９番８号　カームシティ石田102、開始決定時の住所静岡県焼津市本町１丁目２番１号
破産者　岡村鋼太郎
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５０号
静岡県藤枝市瀬古２丁目21番２―105号　県営瀬古団地２棟
破産者　桑原　　弘
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５５号
静岡県藤枝市駅前３丁目11番33―505号　ファミール藤枝グランビュー
破産者　海野　有希
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須457番地の３
破産者　松永　正文
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２３３号
愛知県豊川市平尾町神田64番地の１　ル・ボア大黒平尾Ｂ棟104号、開始決定時の住所愛知県豊橋市花田町字越水77番地の３
破産者　溝口　文藏
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３４号
愛知県豊川市平尾町神田64番地の１　ル・ボア大黒平尾Ｂ棟104号、開始決定時の住所愛知県豊橋市花田町字越水77番地の３
破産者　溝口　陽子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９７号
愛知県豊橋市西幸町字浜池112番地１　203、従前の住所愛知県豊橋市牧野町218番地の１　107
破産者　溝口　　収
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５８号
愛知県豊橋市牛川町字寺前10―２ホワイトタウン寺前101号室、住民票上の住所愛知県豊橋市多米中町１丁目12番地２
破産者　橋本　　章
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県南あわじ市松帆古津路1006―１、住民票上の住所兵庫県南あわじ市松帆古津路603番地７
破産者　福原　輝彦
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４４号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2636―61、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3286番地の６
破産者　越山久望子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第５９４号
広島県安芸郡熊野町川角４丁目21番14―102号
破産者　齋木　織絵
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
山口県周南市岐山通１―５、住民票上の住所山口県下松市旗岡３丁目６番３―101号
破産者　若狭　秀之（旧姓木村）
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１３６号
徳島県阿波市土成町宮川内字下り松69番地15
破産者　西　由美子
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
愛媛県新居浜市萩生2707番地の30、前住所愛媛県松山市西垣生町719番地12
破産者　中山　仁助
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部